

《 論 説 》

ローマ共和政中期における市民と軍務

藤 井 崇

論文内容の要旨

第2次ポエニ戦争終結からグラックス兄弟の改革に至る共和政中期は、共和政のシステムがよく機能した時代であるといわれている。その共和政の実態はクリエンテラ関係に基づくノビレス支配であったとする説が長らく支配的であったが、近年これにたいする批判として、一般市民の持つ制度的権利の再評価の傾向が顕著である。これをうけて、本稿は市民の制度的権利の社会的前提として、軍務の果たしていた役割について考察することをその目的としている。まず、本稿は徴兵の現場に焦点を合わせ、徴兵をおこなう側の政治指導者層と徴兵される側の一般市民の関係を考察した。その結果、軍務を中心的に担うのは一般市民であるという共通認識のもと、一般市民は自律的に行動し、政治指導者層も彼らを強権的に徴兵するのではなく、ある程度丁寧な対応をしている状況が明らかになった。次に、本稿はこの両者の関係をフォルムにおける政治の場に敷衍することを試みた。そして、最終的に筆者は、一般市民が民会や法廷で制度的権利を行使する際、彼らの果たしていた軍務は権利の実効性を高める社会的前提として機能し、それゆえに政治指導者層も彼らの重要性を認識して呼びかけや弁論をおこなう必要があったと結論付けている。

は じ め に

前3世紀までにイタリア半島を統一したローマは、第1次、第2次ポエニ戦争を戦いぬき、前2世紀前半には大規模な海外への領土拡張の時代をむかえる。ローマの影響力は、この時期、西はイベリア半島、北アフリカ、東はギリシア本土、小アジア等地中海の広範囲に及んだ。

この海外膨張を支えた国内政治に目を転ずると、この共和政中期は、共和政のシステムがよく機能した時代だと一般に考えられている。前287年のホルテンシウス法の成立で、パトリキとプレブスの身分闘争は一応決着し、前133年からグラックスが改革を始めるまでの間は、国内政治に大きな混乱はなかったとされている。共和政国政を通観したイギリスの研究者ブランドは、この時代を、「静穏な時代」と評している¹⁾。

では、この時期にスムーズに機能したといわれる「共和政」の具体的内容はどのようなも

のか。実は、研究者の間で大きく分けて2つの見解が存在している²⁾。

まず第1は、共和政の主体としてノビレス貴族を重視する見方である。ノビレス貴族とは、その定義をめぐる論争もあるが、ゲルツァーの定義に従えば、過去に執政官などの最高公職者に就任した祖先を持つ者、である。このノビレス貴族が元老院を拠点として、公職ポストをほぼ独占しつつ国政を掌握していた、とする見解が存在するのである³⁾。今日では、ノビレス貴族内部での党派争いを指摘したり、貴族集団の排他性を疑問視したりする研究者もいるが、このノビレス支配論は前世紀初頭のゲルツァーの研究以来、共和政国政史において主流をなしてきた⁴⁾。これと同様に共和政史家の関心を集めてきたクリエンテラ関係は、ノビレス支配の社会的基盤と捉えられる。つまり、保護・被保護のクリエンテラ関係が、政治指導者層たるノビレス貴族と一般の市民との間に存在しており、これを基盤としてノビレス支配が円滑に遂行されていたと考えられているのである⁵⁾。

この説を批判して、新しい「共和政」像を提示したのが、ミラーである。彼は、「前200年から前151年におけるローマ古典期共和政の政治的特質」と題した論文の中で、一般市民の権利について検討している。そこでは、一般市民の持つ制度的な権利として、立法のための投票権、公職者選挙における投票権、そして裁判権の3つがあげられ、これらを通じて、彼らはある程度自律的に国政に参加しえたと考えられている。そしてミラーは、ノビレス貴族も国政を運営する際には一般市民にたいし弁論で訴えかけ、説得する必要がある、彼らの存在を無視することはできなかったとした上で、共和政の持つ民主政的な側面を考慮すべきだと結論づけている⁶⁾。

このように、ミラーは一般市民の制度的権利とそれへの政治指導者層の対応を強調したわけであるが、この権利を支えたものに関しては具体的に言及してはいない。彼の論述はあくまで、民会・法廷における一般市民の行動に焦点が合わされている。しかし、ローマ共和政は、人民主権が国政の基本として普遍的に認められている現代社会とは異なる。このような状況では、社会的に弱い立場にある者は、いかに制度的権利が整えられていようとも、その権利を額面通り具備していたとは考えにくい。従って、一般市民が制度的権利を効果的に行使し、政治指導者層も彼らを重要視していたと想定するためには、まずもって制度的権利の社会的前提が考察されなければならない。ここで、権利の基礎として考えられるのは、やはり義務であろう。そして、共和政中期の一般市民にとって決定的に重要な義務は、軍務であった⁷⁾。

従って、以下本論は、共和政中期（本稿ではこれを、第2次ポエニ戦争終結の前201年からグラックスの改革が始まる前133年までとする）において、一般市民の制度的権利の社会的前提として軍務が果たしていた役割について考察することを、その目的とする。まず、実際の徴兵の現場における市民の行動を具体的に検討することから、論を進めていきたい⁸⁾。

第1章 徴兵の現場

共和政ローマは、成人男性市民の従軍義務を軍制の基本とする社会であった。従って、執政官等の徴兵担当公職者が民会において徴兵が行われる時と場所とを告示した後に、従軍義務のある市民は徴兵に出頭しなければならなかった。制度的権利の社会的前提として、軍務がいかに機能していたかという問いにたいする見通しを得るために、本章では、この徴兵の現場における市民の行動（例えば徴兵忌避等）を、それにたいする政治指導者層の対応をも視野に入れながら、具体的に検討してみたい。本稿の対象としている共和政中期について考察する前に、まずそれ以前の状況について簡単に確認しておこう。

共和政最初期から第2次ポエニ戦争の時代まで、市民が軍務を忌避して徴兵に混乱が発生した例がいくつか報告されている。時代をおって見ていこう。まず共和政初期であるが、前5世紀から前4世紀についての史料（主にリウィウスとディオニュシオス）の実証的な面での信憑性には疑念が呈されているので⁹⁾、ここでは、徴兵の様子を厳密に検討することはせず、全体的な傾向をまとめるにとどめたい。まずいえることは、この時代の徴兵における混乱のほとんどは、パトリキ対プレブスの身分闘争の文脈で理解することができるということである。すなわち、徴兵を忌避したいプレブスのために、護民官が徴兵に介入する事例¹⁰⁾や、徴兵忌避の背景にプレブスの政治的要求が掲げられている事例¹¹⁾が見られるのである。実際、パトリキ側が妥協し、プレブスの要求が実現した例¹²⁾もある。しかし、全体的な傾向を見た場合、パトリキである徴兵担当公職者の権限は非常に大きく、彼らが徴兵を妨害する護民官を封じ込めたり¹³⁾徴兵忌避者にたいして罰金を課したり¹⁴⁾、時には自らのリクトル（先導警吏）を用いたり¹⁵⁾体罰を与える¹⁶⁾などして、強制的に徴兵をおこなっていた状況が明らかである。

前3世紀になっても、徴兵担当公職者の強権的な態度は変化しない。例えば、前275年には、執政官マニウス・クリウスが徴兵に応じない市民の財産を没収し、その市民を奴隷の地位におとしめている¹⁷⁾。また、第2次ポエニ戦争期には、軍務が免除されていたわけではないのに従軍していなかった市民が摘発され、強制的に徴兵された例が知られている¹⁸⁾。

このように、共和政最初期から第2次ポエニ戦争期までは、徴兵担当公職者の態度は非常に高圧的であり、彼らは徴兵を忌避する市民がいようと、その市民を罰し徴兵を強行しようとしているのである。では、この状況は、本稿の対象とする共和政中期にも当てはまるのであろうか。次に、この時期の徴兵の現場を、少し詳しく検討してみたい。

共和政中期には、市民の軍務忌避の傾向が強まり徴兵に混乱が生じた事例がいくつか知られている。まず、前169年の出来事を見てみよう。この年、前171年から続いていた第3次マケドニア戦争のための徴兵がおこなわれたのであるが、軍務に就くべき市民は徴兵忌避の態度を示し、その結果元老院に混乱が生じた。

マケドニア戦争のために、他の時より徴兵をおこなう上での問題が重大であったので、執政官は元老院において、ユニオレス¹⁹⁾でさえ徴兵に出頭しないといって大衆を非難した。執政官に反対して、法務官であったガイウス・スルピキウスとマルクス・クラウディウスは大衆を弁護し、執政官にとってではなく、野心的な執政官にとって徴兵は困難なのであり、そのような執政官によっては、何者も意に反してまで兵士にされはしない、といった。元老院議員たちもそのように思ったので、元老院が同意するなら、最高命令権の力や權威は（執政官より）劣るが、法務官自身が徴兵を遂行することに決まった。元老院議員たちが大いに賛同したので、徴兵の遂行は、法務官に委ねられた。その際、執政官への侮蔑を伴わずにはいられなかった²⁰⁾。(Liv., XLIII, 14, 2-5)

この事件は、先に述べた第2次ポエニ戦争以前の状況と、著しい対比をなしている。すなわち、ここでは、徴兵に出頭しなかった市民に罰が加えられるのではなく、徴兵に失敗した執政官が元老院において「野心的である」と非難され、徴兵担当から下ろされているのである。「野心的である」という法務官の言葉からはこの非難の政治的背景の存在を感じないでもないが、執政官批判の直接の原因は、やはり明らかに兵士獲得の失敗である。そしてここからは、徴兵に臨む市民の相対的な地位の向上が見てとれよう。つまり、徴兵が難航した場合でも担当公職者は徴兵を強行することができず、かえって政治指導者層側が徴兵担当を変更しているのである。

ただし、この徴兵は最終的には実現する。監察官が戸口調査をおこなう時に、徴兵に出頭するよう市民に呼びかけ、市民にその旨を宣誓させたため、結局多くの者が徴兵のためローマに参集したからである²¹⁾。しかしながら、結局徴兵が完遂されたといっても、その方法に関しては前時代との相違が著しい。ここでは、徴兵がリクトルを用いるなどして強制的におこなわれるのではなく、呼びかけという穏当な手段によって遂行されているのである。この事実からも、徴兵の現場における政治指導者層と徴兵される市民との関係が、前時代と比べて変化している様子がうかがえるだろう。

次に、前151年の出来事を見てみよう。この年には、ヒスパニアでの戦争のための徴兵がおこなわれたのだが、今回も先ほどの前169年の事件と同様に、市民は最初徴兵に出頭しなかった。というのも、前年にヒスパニアで従軍していた兵士たちがそこでの戦争の過酷さをローマに伝えたために、従軍義務のある若者は、年配者が以前には覚えがないといったほどの恐怖に襲われ、「口に出すのも不名誉で、調べてみるのも見苦しく、無視するのも不可能な言いわけをして」徴兵を逃れようとしたからである²²⁾。しかし、今回も結局徴兵は完遂される。スキピオ・アエミリアヌスが自発的に従軍志願し、市民の軍務への熱意をおこった結果、多くの市民が徴兵に出頭したからである²³⁾。この結末は、前169年の事件のそれと同様の傾向を示しているといえるだろう。つまり、前169年の事例では、監察官が市民に呼びかけをおこなうことで徴兵が実行可能となったわけであるが、今回の場合も、政治指導者層のひとり（スキピオ・アエミリアヌスはまだ30代半ばで、決して元老院の重鎮ではなかった）が市民にたいし自ら範を垂れることによって、事態が改善され徴兵がおこなえるようになったので

ある。すなわち、両事例においては、徴兵をおこなう側である政治指導者層と従軍義務のある市民との間の関係が、呼びかけという平和的な手段を介した政治的コミュニケーションとなっているのである。

この前 151 年の徴兵については、帝政期のアッピアノスもまた興味深い出来事を記している。

（執政官は）ただちにヒスパニアのための軍を（普段通りの）徴兵によってではなく、この時はじめてくじで決めようとした。なぜなら、執政官が不平等に登録をおこない、ある者をよりたやすい軍務のために徴兵していると多くの者が非難したために、今回はくじによって徴兵するのがよいと思われたからである²⁴⁾。（App., *Hips.*, 49）

つまり、アッピアノスは、徴兵された軍隊の出兵先がくじによって決定されることになった、と記しているのである。不平等な徴兵というのは、同じ時に徴兵されても、従軍期間が短く戦争がそれほど激しくない地域（おそらくガリア・キサルピナ）に行く者もいれば、ここで忌避されている長く厳しいヒスパニアでの軍務に就く者もいたからである。しかし、この記事で最も注目すべきは、徴兵の現場において徴兵される側の市民が意見を表明し、担当公職者もそれを考慮に入れて徴兵をおこなっている点である。やはり、この事例においても、第 2 次ポエニ戦争以前と比べて、徴兵に臨む市民の地位が向上しているといえることができるであろう²⁵⁾。

さて、ここまで前 169 年と前 151 年の徴兵の状況を詳しく見てきたが、この両年において市民は従軍を激しく忌避していた。しかし、共和政中期において、徴兵は忌避ばかりされていたわけではない。市民が勝利の名誉や戦勝による利益を求めて、自発的に徴兵に出頭したケースがいくつか知られている。その最も顕著な例は、前 171 年の第 3 次マケドニア戦争²⁶⁾と前 149 年の第 3 次ポエニ戦争²⁷⁾のための徴兵である。これらの事例では、徴兵担当公職者と従軍義務のある市民との間の関係について、これまで見てきたものより言及すべき点は少ない。これら両者の利害は基本的に一致しており、徴兵がスムーズにおこなわれているからである。しかし、前 171 年の徴兵においては、本稿にとって興味深い出来事がおきているので、次にそれを詳しく見てみたい。

まず、事件の概要をまとめよう。先に述べたように、今回は戦勝による富の獲得を目論んで、多くの者が徴兵に出頭した。しかし、以前の経歴を考慮されずに徴兵されそうになった元百人隊長 23 名が、護民官に苦情を申し述べ、徴兵が頓挫してしまう。そこで、市民集会（contio）が催され、この問題について討議がおこなわれることとなった。この集会で、ある種の討論演説がなされたのであるが、徴兵に不満を持つ元百人隊長を諭すためにスプリウス・リグスティヌスなる人物が演説をおこなった。彼は自らの軍歴を事細かに述べた後、徴兵する価値があると思われる限り従軍するつもりである、という決意を示す。そして、どのポストがふさわしいかということは自らが決定するような問題ではないと述べた後に、割り

振られたポストに不満を持つ 23 名にたいし、執政官と元老院に従うよう説得したのである。執政官はこの演説を誉め称え、元老院も彼に感謝の決議をおこない、彼は首席百人隊長に任ぜられた。この結果、徴兵に不満を漏らしていた件の連中も、要求を取り下げ徴兵に従ったのである。

この事件でまず注目すべきは、徴兵される市民が徴兵の内容に関して自由に不満を表明しているということ、そして、担当公職者が彼らにたいし高圧的な態度で臨み徴兵を強行するのではなく、市民集会を設けて彼らの不満にある程度丁寧に対応しているということである。つまり、今回の徴兵においても、先に述べた 2 つの事例と同様の傾向が見てとれるのである。では、このような状況で、スプリウス・リグスティヌスの演説はどのような意味を持つのであろうか。彼が自らの経歴を詳細に語っていることは先に述べたが、それを見ると、彼が政治指導者層の一員でないことは明らかである²⁸⁾。それにもかかわらず、彼は、政治指導者層の利害に同調して、元百人隊長たちを論しているのである。そのうえ、執政官と元老院から賞賛を受けてさえいるのである。これを考慮するならば、彼の演説は、スプリウス・リグスティヌスという歴戦の勇士の口を借りた、政治指導者層側の呼びかけの一類型と捉えることができるだろう。すなわち、今回の事件はこの点においても、前 2 例との共通性があるのである。

本章ではここまで、共和政中期における徴兵の現場を、それ以前の状況と比較しながら具体的に検討してきた。その結果、この時期には徴兵に臨む市民の地位が相対的に向上し、彼らが徴兵を忌避したり不満を述べたりする場合でも、徴兵担当公職者や政治指導者層は強権的に徴兵を遂行することはせず、呼びかけをおこなって説得を試みたり徴兵政策を変更したりしていることが明らかとなった。3 つの事例から結論を引き出すことは速断のそしりをまぬがれないかもしれないが、第 2 次ポエニ戦争以前の状況と比較した場合、徴兵をする側とされる側との関係に著しい変化が生じていることは、やはり明らかであろう。つまり、両者の間の関係は厳格で一方的な上下関係ではなく、対等とはいえないまでもある程度相互的な関係となっているのである。

では、このような変化はいかにして生じたのであろうか。次章では、徴兵された市民、つまりローマ軍兵士の実相を探ることで、変化の原因を明らかにしていきたい。そして、この問いを検討することによって、考察は本稿の第 1 の関心、すなわち制度的権利の社会的前提としての軍務という問題へと、次第に発展していくであろう。

第 2 章 共和政中期の兵士

本章では、共和政中期のローマ軍兵士の実相を検討するのであるが、その目的は、徴兵する側とされる側の関係における変化の原因を理解することにあるので、ここでも、まず第 2 次ポエニ戦争以前の状況を考察することから、論を進めていきたい。

共和政に先立つ王政期には、ローマの軍隊はクーリアに基づいて編成されていたが、第6代の王セルウィウス・トゥリウスに至り、ローマの軍制は大きく改革される。その改革とは、いわゆるセルウィウス制度の導入である。これは、ローマ市民を戸口調査で調べられた財産額に基づき、騎兵と5つのクラスシス、そしてクラスシス以下の無産市民 (proletarii, または capite censi ともいう) 等に振り分ける制度である。そして、5つのクラスシスに属する市民、すなわちアッシドゥイー (assidui) と呼ばれる人々から、クラスシスの構成単位であるケントゥリアごとに歩兵が徴集されたのである。もちろん騎兵は、騎兵のケントゥリアから徴兵された。また、このセルウィウス制度は、徴兵だけでなく民会の構造をも規定していた²⁹⁾。

この制度の成立と内容を伝える主要な史料は、リウィウス、ディオニュシオス、キケロであるが³⁰⁾、特に前2者は、財産額の具体的な数値や各クラスシスに指定された武装などを非常に細かく記しており、この記述からは、セルウィウス制度がはじめてから高度に精緻なシステムであったとの印象を受けやすい。しかし、この制度が、セルウィウス王の時代に既に史書が伝えているような複雑なものであったとはやはり考えにくく、リウィウスやディオニュシオスが伝えるシステムは、時代を経るに従って徐々に整備されていったものと考えるのが適当であろう³¹⁾。このように、セルウィウス制度の具体的な内容に関しては不明な点も多いが、古代の歴史家がこの制度の本質として述べていること、特にディオニュシオスのそれは、注目に値する。彼は、セルウィウス制度が、財産を多く持つ者がそれだけ頻繁に軍務に従事し、それにたいする償いとしてより広範な参政権が与えられるよう構成されているとして、この制度の財産政治的側面を強調しているのである³²⁾。

共和政初期の軍隊に関してははっきりとしたことは分からないが、基本的には、このセルウィウス制度の精神にそって軍編成がなされていたようである。すなわち、財産を多く持つパトリキと有産プレブスが騎兵や重装歩兵として従軍して、中心的に軍務を果たしていたと考えられるのである³³⁾。これを踏まえながら、前章で見た徴兵の現場を解釈すると、共和政初期における徴兵する側とされる側との間の厳格な上下関係は、次のように理解できよう。徴兵をおこなう側であるパトリキは、富裕であり軍隊で重要な役割を担っていたがゆえに政治的権利も保持していたのであるが、その彼らは、財産が貧弱で軍務の上で付随的な役割しか持たずそれゆえに政治的にも弱体であった下層のプレブスを動員するにあたって、前章で述べたような強硬な態度をとることができたのではないだろうか。つまり、軍務を担う者としての重要性の差異が、そのまま徴兵の現場における決定的な立場の違いへとつながっていると考えられるのである³⁴⁾。

次に、共和政中期に話を移そう。上述のセルウィウス制度は、共和政初期を通じて発展を続けながら徴兵や民会のために機能していたのであるが、前3世紀になると、この徴兵方式が変化してきた。これまでは、セルウィウス制度におけるクラスシスの構成単位であるケントゥリアごとに徴兵がおこなわれていたのであるが、この頃から、地理的な区分であるトリブスごとに徴兵がおこなわれるようになってきたのである。トリブスごとの徴兵に関しては、

ポリュビオスが記している。彼は、第2次ポエニ戦争期のローマの軍制を詳細に語っているのであるが、その中で、徴兵がトリブス単位でおこなわれ、市民の持つ財産ではなく彼らの年齢と体力が徴兵の基準となっていることを示唆している³⁵⁾。このようなトリブスごとの徴兵の起源は、前3世紀前半におこなわれた非常召集 (*tumultarius dilectus*) に求められる³⁶⁾。非常事態の場合には、ケントゥリアごとの徴兵ではなく、トリブスごとの徴兵がおこなわれた。市民の財産資格をあまり考慮せずに、より広範な人的資源を活用することができるからである。この非常召集が第1次ポエニ戦争を機会に慣例化し、第2次ポエニ戦争以降、前2世紀には、ポリュビオスが述べているようなトリブスごとの徴兵が多用されたと考えられているのである³⁷⁾。ただし、トリブスごとの徴兵といっても、セルウィウス制度における5つのクラスに属する市民つまりアッシドゥイーからの徴兵であったので、市民の財産資格が完全に無視されたわけではない。しかし、ここで注意すべきは彼ら兵士の質である。というのも、前3世紀末から前2世紀にかけて、アッシドゥイーの構成員が財産をあまり持たない下層の市民に変化していき、その結果これらの貧しい市民が軍隊に加入していったと考えられるからである。この現象は一般に、ローマ軍の無産市民化と呼ばれる。

この無産市民化の原因としては、イタリアにおける農業形態の変化があげられる。第2次ポエニ戦争後のイタリアでは、富裕者が奴隷を用いて大農地を経営するラティフンディウムと呼ばれる農業形態が優勢になった³⁸⁾。これにともない中小農民は土地を失って無産市民に転落したのであるが、このことはローマの軍制に大きな影響を与えた。なぜなら、先に述べたように、ローマにおいてはある程度の財産を持つアッシドゥイーから徴兵がおこなわれたので、中小農民の無産市民への没落は、そのまま徴兵源の減少を意味したからである。このような状況を打開するためにとられた苦肉の策とでもいうべきものが、最下位のクラスである第5クラスの最低資産額の引き下げである。この最低資産額を引き下げれば、それまで無産市民であった者がアッシドゥイーである第5クラスに取り込まれることになり、その結果徴兵可能な人員を増やすことができるのである。この第5クラス最低資産額引き下げは、前3世紀末から前2世紀にかけて、2回おこなわれたと考えられている。1回目は、11,000 アスから4,000 アスへの引き下げで、おそらく第2次ポエニ戦争中におこなわれた³⁹⁾。2回目の引き下げは4,000 アスから1,500 アスへの引き下げであって、具体的な時期は明確には決めたいが、前2世紀半ばから後半にかけておこなわれたと考えられている⁴⁰⁾。

以上のような過程で、第2次ポエニ戦争以降、没落の結果無産市民に査定されていた下層の市民が合法的に軍隊に加入するようになっていったのである。これが、ローマ軍の無産市民化と呼ばれる現象である。本稿の対象時期からはずれるが、前2世紀末のマリウスの改革も、この現象の延長として理解することができる⁴¹⁾。

軍務において市民の財産資格の意味が希薄になっていく様子は、当時の軍編成の中にも見えてとることができる。前2世紀の軍編成の主流は中隊制であったが、この軍の第1、第2戦列であったハスタティ (*hastati*)、プリンキペス (*principes*) の間に以前見られた武装の相違

はなくなっている。また、第3戦列であったトリアリイ (triarii) の武装も、投槍の代わりに突き槍を持つ以外は第1、第2戦列の武装と同じものである。このことは財産の多寡による武装の違いが、この時期には減少しているということを示している⁴²⁾。また、軽装兵 (velites) が多数参加していたことにも注意しなければならない。彼らの役割は、騎兵とともに戦端を開くことであって、上記3戦列の重装兵とは違って戦闘の主軸ではなかったし、武装の点でも重装兵とは異なり、ポリュビオスも彼らを「最も若く、最も貧しい」と形容し、重装兵との財産面での格差を指摘している⁴³⁾。しかし、このような下層の市民が、軽装兵という形ではあれ多数軍務に就いている状況は、軍務が市民の財産資格にあまり縛られなくなった様子を示していると考えられる。

以上、徴兵方式の変化や、ローマ軍の無産市民化、そして軍編成の実際について検討してきたが、これらを考慮すると、共和政中期の軍務が、財産面では貧弱であるがより広範な市民層によって担われるようになったことは明らかである。前章で述べた徴兵の現場において、徴兵される側の市民として行動しているのは、このような一般市民であったのである⁴⁴⁾。では、徴兵の現場における彼らのある程度自由な意思表示や、それにたいする徴兵担当公職者の穏当な対応はいかに理解すべきであろうか。

共和政初期においては財産政治的な論理にそって、軍隊内で重要な働きをしていたパトリキが下層のプレブスに高圧的な態度をとっていた。しかし、共和政中期にはこの財産政治の論理は弛緩し、軍務を中心的に果たしていたのは一般市民であったのである。そこで、本稿では、徴兵の現場における徴兵する側とされる側の関係の変化を、軍務を中心的に担う層の変化とリンクさせて考えたい。つまり、共和政中期の徴兵の現場における一般市民の相対的な地位向上は、ローマの軍務が次第に一般市民によって果たされるようになったという事実が支えていたのではないだろうか。確かに、彼らは財産面では貧弱であって、将軍、将校等の軍隊内の重要なポストは政治指導者層が占めていたであろう。しかしながら、この時期のローマ軍の主力である歩兵として軍務を果たし⁴⁵⁾、ローマの海外拡張を支えたのは紛れもなく彼ら一般市民だったのであり、その結果、徴兵の現場における彼らの存在が重要視されるに至ったのである。徴兵をおこなう側である政治指導者層もこの状況を考慮に入れて、徴兵を忌避したり扱いに不満を持つ一般市民にたいし、丁寧な対応をしたのであろう。従って、共和政中期における徴兵する側とされる側とのある程度相互的な関係は、軍務を中心的に担うのは一般市民であるという共通認識のもとにとり結ばれたものだったということができるであろう。

第3章 軍務と政治

ここまで、共和政中期に軍務を中心的に担っていた一般市民が、徴兵の現場においてその地位を向上させ、政治支配者層もそれを認識した上で彼らに対応している状況を考察したが、

これをフォルムにおける実際の政治の場に敷衍して考えることは可能であろうか。つまり、一般市民が民会や法廷で制度的権利を行使する際にも、兵士としての重要性が彼らの地位を支えていたとすることはできるのであろうか。制度的権利の社会的前提として軍務がいかに機能していたかを考察する本稿にとっては、これは第一の問題関心である。しかし、以上のことを主張するためには、フォルムにおいて活動していた人々と徴兵において活動していた人々との、ある程度の同一性がまず確認されなければならないだろう。そこで、次に、政治指導者層と一般市民それぞれについてこの問題を考察してみたい。

まず、政治指導者層から検討する。徴兵を遂行するのは、執政官、法務官等の最高命令権を持つ最上級の公職者であった。しかし、第1章で見た徴兵の状況を考慮すると、呼びかけや元老院での協議を通じて、上級公職者のみならず広範な政治指導者層が徴兵に関与していたといえるだろう。そして、これらの政治指導者層が、同時にフォルムでの政治に深く関係していたことはいうまでもないことである。執政官や法務官は民会を召集する権限を持っていたし、その他の政治指導者層も、自らの公職者選挙や法案提出等を通じて、都市ローマでの政治を主導していた。従って、政治指導者層は、徴兵と政治の両者に密接に関与していたといえる。

次に、一般市民について検討するが、彼らの場合、政治指導者層ほど事情は明確ではない。この問題については、リウィウスがあるひとりの興味深い人物を伝えているので、まずはその史料から見てみよう。

市民よ、私はサビニ出身のクルストゥミナ区スプリウス・リグスティヌスである。父は私に1 ユゲルムの土地と小さな家を残してくれた。そこで私は生まれ育ち、そして今日まで住んでいる。…(略)… 私は、プブリウス・スルピキウスとガイウス・アウレリウスが執政官であった年(前200年)に、兵士になった。マケドニアに送られたその軍隊において、私は歩兵として2年間フィリップス王と戦った。…(略)… 私は軍隊で22年間務めて、すでに50歳を過ぎている⁴⁶⁾。(Liv., XLII, 34, 2-11)

これは、先に見た前171年の徴兵に際し、スプリウス・リグスティヌスがおこなった演説である。彼が父親から贈られた財産では本来ならアッシドゥイーの基準を満たさなかっただろうが⁴⁷⁾、無産市民化によって彼は軍隊に加入できるようになり、その後軍務をほとんど職業のようにして生活してきたのだろう。徴兵に出頭し、実際に軍務に就いた一般市民がみな彼のような生活を送っていたとしたら、この演説自体が都市ローマでおこなわれているということを考慮に入れたとしても、彼らが中央政治の場に具体的に参加しえたと考えることは難しいかもしれない。しかし、共和政中期の兵士はみな、彼のように職業軍人化していたのであろうか。職業軍人が発生するファクターとしては、軍務の長期化とそれを支える経済的側面が重要なものとしてあげられるが、以下この2点について検討したい。

ポリュビオスは、歩兵の従軍期間として16年(非常時には20年)と伝えている⁴⁸⁾。しかし、

全ての兵士が16(20)年間軍務を務め続けたわけではない。この年数は通算での従軍義務期間であって、個々の従軍期間はこれよりもずっと短かったと考えられている⁴⁹⁾。従軍期間は、戦地によって大きく異なっていた。当時の主な戦地は、ガリア、東方諸国、ヒスパニアであったが、これらの土地での従軍期間としては、ガリア・キサルピナは1年以下、東方諸国では長くとも5年以下であったと推定されている。ただ、イタリアから遠く軍の交代が困難で、戦争自体も長期化の傾向があったヒスパニアでは、6年間に及ぶ従軍があった。確かに、6年間もの従軍は、都市ローマでの政治的な市民生活を、兵士にとってなじみの薄いものにしたかもしれない。しかし、従軍が終わればイタリアに戻ってきてそのまま軍務に就かなかったり、再び従軍するにしてもそれまでに間があったりする可能性が高かったことを考慮すると、スプリウス・リグスティヌスのような長期の軍務は例外的なものであったと考えるのが適当であろう。

次に、軍隊生活の経済面について検討する。ここで考慮に入れるべきは、給料と、略奪品・賜金の分配、そして割当地分与である。まず給料であるが、第2次ポエニ戦争期に歩兵は1日につき2オボロスであったとポリュビオスが伝えている⁵⁰⁾。この金額にどの程度の価値があったかは、難しい問題である。しかし、ここから穀物、衣服等の代金が差し引かれたことを考えると、給料は従軍中の生活を維持する以上のものではなかったと考えられる⁵¹⁾。次に、略奪品・賜金の分配であるが、まずいえることは、これらが得られるかどうかは予測不可能だったということである。つまり、戦いに勝って略奪品が得られるか否かは、将軍の戦争遂行能力にかかっていたし、属州にはりついている軍隊には略奪品はあまり期待できなかった⁵²⁾。また、賜金も、元首政期のように必ず分配されたわけではない⁵³⁾。最後に、割当地分与である。第2次ポエニ戦争直後、スキピオ・アフリカヌスのもとで戦った兵士に、元老院によって割当地分与が決定されている⁵⁴⁾。土地を与えられた兵士の数は、3万人から4万人であったと推定されている⁵⁵⁾。また、前200年から前177年までは、植民市建設が活発におこなわれたが、退役兵が実際にそこに植民したかどうかは必ずしも明確ではない⁵⁶⁾。共和政中期には、ヒスパニアでも都市がいくつか建設されたが、ここに退役兵が計画的に植民したかどうかは明確ではない⁵⁷⁾。従って、本稿の対象とする時期において兵士への割当地分与が明確なのは、第2次ポエニ戦争直後の事例だけであり、将軍が農地法を成立させ自らの兵士のために土地を配分するのは、基本的に共和政後期の現象とするべきである。

以上、従軍期間と軍務の経済的側面についてごく簡単に考察したわけであるが、この2点においては、兵士の職業軍人化を促進する傾向はそれほど強くないと思われる。それゆえ、スプリウス・リグスティヌスの例は、共和政後期や元首政期の職業軍人の先駆として捉えることはできるであろうが、これを共和政中期に一般化するのは適当ではない。従って、共和政中期の一般市民は、軍務を果たしつつも、依然としてフォルムにおける政治の場に参加可能であったということができよう。

ここまで検討してきたように、徴兵に関与していた政治指導者層と一般市民が、同じよう

に都市ローマでの政治にも具体的に参加していた可能性が高かったとすると、徴兵の現場における両者の関係を、政治の場に拡大することはあながち間違ったことではないと思われる。共和政中期の徴兵においては、軍務を中心的に担うのは一般市民であるという共通認識のもと、一般市民は徴兵を忌避したり不満を表明するなどしてある程度自由に行動しており、政治指導者層も彼らを強権的に徴兵するのではなく、彼らの意思表示にたいし穏当な対応をしていた。そして、フォルムにおける政治の場にも、この関係は広がっていく。一般市民は、民会や法廷で共和政を支える兵士として軍務を担っているという自覚のもとに、制度的権利を行使したであろう。一方で、政治指導者層は、国政運営において一般市民の存在を無視することはできなかったと思われる。なぜなら、彼らの制度的権利は軍務を果たしているという事実によって裏打ちされたものであって、決して形骸化した権利ではなかったからである。それゆえに、政治指導者層は、一般市民を除外して国政を独占することは不可能だったのであり、彼らにたいし弁論で訴えかけ説得する必要があったのである⁵⁸⁾。以上のような状況を想定することが可能ならば、共和政中期の一般市民にとって、軍務は中央政治においても彼らの地位を支え、制度的権利を有効に機能させる社会的前提としての役割を果たしていたといえるであろう。

以上の考察で本稿にとって一応の結論が出たわけであるが、これは民会などを直接検討するのではなく、徴兵の現場での状況を政治の場に敷衍することによって得られたものなので、最後にこの結論を補強するために、広く古典古代世界を視野に入れ軍務と政治の問題について考えてみたい。これに関して、我が国には村川堅太郎氏の興味深い論考があるので、まずはそれから見てみよう。

村川氏は晩年の論文「市民と武器」の中で、軍隊の武装自弁の原則と市民の政治的独立性についてのマックス・ウェーバーの指摘⁵⁹⁾に着想を得て、ギリシア・ポリス（主にアテナイとスパルタ）とローマ共和政における市民の武装自弁・武器携行に関する史料を入念に検討している⁶⁰⁾。氏のもともとの関心が現代におけるテロリズムの横行にあったので、その記述は古代の市民が武器を保持していたか否かという点に限定されているが、問題をもう少し広く解釈し、軍務と市民の政治的独立性の関係について考察することもまた可能であろう。実はこの問題は、古典期アテナイに関してしばしば言及されるものである。すなわち、アテナイではサラミスの海戦後、軍船に漕ぎ手として乗り込みペルシアを撃退した民衆の発言力が強まり、国政の民主化がいっそう進んだとされているのである⁶¹⁾。これは、軍務を担うということそれ自体が、市民の政治的立場に大きな影響を及ぼするというよい例であろう。

周知のように、古代地中海世界は戦乱に満ちていた。このような世界において、自らの属する共同体のために命を懸けて軍務を担う者は、われわれが想像する以上の大きな力を手に入れただろう。筆者には、このような考え方をローマ共和政に適用することは、基本的に可能であるように思われる。事実、共和政末期に至るまでは、政治指導者層にとっての最大の名誉は、軍功であった⁶²⁾。そして、共和政中期には、一般の市民が数多く軍務を果たすよう

になってくる。その彼らが中央政治に関与するならば、軍務を果たすことによって得た力を政治的な力へと転換していったとしても、それはむしろ当然のことと考えられるのである。

お わ り に

本稿は、ローマ共和政中期における一般市民の持つ制度的権利の社会的前提として、軍務がいかに機能していたかを考察することを目的として、ここまで論を進めてきた。最後に、簡単に全体の内容を振り返り、あわせて展望を付しておきたい。

まず第1章では、徴兵の現場を具体的に検討した。その考察で、富裕者層が強権的に徴兵をおこなっている第2次ポエニ戦争以前の状況が、時代を経るにつれ変化していたことが明らかになった。共和政中期においては、徴兵される市民はかなり自律的に行動しており、政治指導者層も彼らを強制的に徴兵するのではなく、呼びかけをおこなったり徴兵政策を変更するなどして、ある程度丁寧な対応をしていたのである。このような変化は、軍務を中心的に担う層の変化と関係していた。すなわち、共和政初期においては、騎兵として重要な軍務を担っていたパトリキが下層のプレブスに高圧的な態度で臨んでいたのであるが、共和政中期には、財産政治の弛緩による軍隊の無産市民化や軍編成の変化によって軍務を果たすようになってきた広範な一般市民層が、徴兵においてその地位を向上させていたのである。そして、政治指導者層の彼らにたいする穏当な対応も、彼らの兵士としての重要性を鑑みてのことだったのである（第2章）。第3章では、徴兵における政治指導者層と一般市民の以上のような関係を、フォルムにおける実際の政治の場に拡大することを試みた。徴兵に関わっていた政治指導者層と一般市民が、同様に中央政治にも参加可能な状態にあったので、この試みにはかなりの蓋然性があるといえる。そして、これに従って共和政中期の政治像を描くならば、以下になるだろう。一般市民は民会や法廷で制度的権利を行使するわけだが、彼らはその権利を有効に用いることのできない社会的弱者ではなかった。彼らが軍務を中心的に果たし共和政国政にとってなくてはならない存在であったという事実が、制度的権利を支えていたからである。政治指導者層も、一般市民の軍務負担者としての重要性を考慮に入れるならば、彼らの制度的権利を無視するわけにはいかなかった。それゆえに、彼らは国政を運営するにあたって、徴兵の現場と同じように一般市民にたいし呼びかけや弁論をおこなう必要があったのである。彼らの一般市民にたいする眼差しの先には、おそらく兵士としての姿が映じていたことであろう。このように考えるならば、ローマ共和政中期において、軍務は一般市民の国政における地位を向上させ、彼らの制度的権利を実効化する社会的前提として機能していたということができよう。

本稿はミラー論文に着想を得て、考察を進めてきた。冒頭で述べたように、ミラーは一般市民のもつ制度的な権利を強調し、それにたいする政治指導者層の対応をも視野に入れて、ローマ共和政中期の民主政的な側面を無視すべきではないと結論している。本稿は、この説

をより深いレベルから支持するものである。一般市民の制度的権利の社会的前提として軍務を想定し、それが十分に機能していたと考えるからである。しかしながら、共和政後期を見通した場合⁶³⁾、筆者はミラー説の受け入れには慎重な態度をとりたい。周知のように、共和政後期には兵士の職業軍人化が加速し、有力な将軍とのクリエンテラ関係も緊密になっていった。従って、フォルムに集う市民(将軍の被護民を除く)と軍務との関係は、この時期には基本的に希薄になっており、それゆえ権利の前提として軍務を捉えることはもはや適切ではないだろう。この共和政後期における制度的権利の意義や有効性について考えることは、共和政国政を考える上で重要な問題であると思うが、これは筆者の今後の課題としたい。

注

- 1) P. A. Brunt, *Social Conflicts in the Roman Republic*, New York, 1971, pp. 60–73.
- 2) 共和政国政史の学説史の整理には、以下の文献が有用である。岩井経男「クリエンテラ論の再検討」, 長谷川博隆編『古典古代とパトロネジ』名古屋大学出版会, 1992, pp. 147–164; 砂田徹「共和政ローマの社会・政治構造をめぐる最近の論争について——ミラーの問題提起(1984年)以降を中心に——」『史学雑誌』106–8, 1997, pp. 63–86; 長谷川博隆「パトロネジ研究の現状と問題点」, 長谷川博隆編, 前掲書, pp. 1–17.
- 3) M. Gelzer, Die Nobilität der römischen Republik, in: M. Gelzer, *Kleine Schriften*, Band I, hrsg. von H. Strasburger und Ch. Meier, Wiesbaden, 1962, S. 17–135. 初出は, M. Gelzer, *Die Nobilität der römischen Republik*, Leipzig, 1912. ゲルツァーによるノビレス貴族の定義については, S. 60 f. を見よ。
- 4) ゲルツァー自身がキケロの著作を分析することでノビレス支配を主張したこともあって、この問題をめぐる論争は、主に共和政後期の内乱の時代についてなされてきた。しかしながら、本稿が対象とする共和政中期の国政史においても、主要な研究者にはやはりこのノビレス支配論の強い影響が見てとれる。例えば、A. E. Astin, *Politics and Policies in the Roman Republic*, Bel-fast, 1968; Idem, *Roman Government and Politics 200–134 B.C.*, in: A. E. Astin and F. W. Walbank et al. (eds.), *CAH 2nd ed.*, Vol. 8, Cambridge, 1989, pp. 163–196 等。
- 5) 砂田 徹, 前掲論文, p. 69 f.; J. ブライケン, 村上淳一・石井紫郎訳『ローマの共和政』山川出版社, 1984, p. 30. ただし、ゲルツァー自身は、クリエンテラ関係だけではなく、fides (信義) に基づくより広義の人間関係を考察の対象としていた。M. Gelzer, *op. cit.*, S. 68–75.
- 6) F. Millar, The Political Character of the Classical Roman Republic 200–151 B.C., *JRS* 74, 1984, pp. 1–19; Idem, Politics, Persuasion and the People before the Social War (150–90 B.C.), *JRS* 76, 1986, pp. 1–11; Idem, Political Power in Mid-Republican Rome: Curia or Comitium?, *JRS* 79, 1989, pp. 138–150; Idem, *The Crowd in Rome in Late Republic*, Ann Arbor, 1998; 砂田 徹, 前掲論文, p. 1 f., pp. 69–76. ミラーの最新刊はここに記したように、共和政後期に関してのものである。しかし、本稿に多くの示唆を与えてくれた業績は、本文でも述べた1984年の論文である。
- 7) E. マイヤー, 鈴木一州訳『ローマ人の国家と国家思想』岩波書店, 1978, p. 153 f.. 納税も市民の義務とされているが、前2世紀半ばに財産税は廃止されているので、本稿にとってはあまり重要ではない。長谷川博隆「ローマの財政機構——徴税について——」『古代史講座5 古代国家の構造(下)』学生社, 1962, pp. 54–87.
- 8) 本論を始める前に、本文中で多用する用語の定義をしておきたい。まず、共和政中期における政治指導者層と一般市民であるが、これらはそれぞれ、ノビレス貴族を中心とする元老院身分の者、騎士身分より下の市民(戸口調査で無産市民とされる者は除く)を指す。本稿では騎士身分の者はあまり関係がないので、今回は考察から除外した。また、ローマ軍、軍隊、軍等と表現さ

れるものは、全てローマ市民によって構成されるローマ軍を指す。共和政中期には、イタリアの都市や部族が構成する同盟軍も重要な働きをするようになるが、ローマ市民と軍務の関係を考察する本稿にとってはあまり関係がないので、考察から除外した。

- 9) P. A. Brunt, *Italian Manpower 225 B.C.-A.D. 14 rev.ed.*, Oxford, 1987, pp. 639-644. ブラントは、リウィウスとディオニュシオスの伝承は前2世紀以降の歴史的事実に大きく影響されているとしているが、本稿では伝承を完全に疑うことまではしなかった。
- 10) Dion. Hal., *Ant. Rom.*, VIII, 87, 3-8; Liv., II, 43, 2-4; II, 44, 1-6; III, 10, 9-11, 3; III, 30, 2-8; Dion. Hal., *Ant. Rom.*, X, 33 ff.; Liv., IV, 1-6; VI, 31, 1-6; VII, 4, 1-3.
- 11) Liv., II, 32, 1-33, 3; Dion. Hal., *Ant. Rom.*, VIII, 87, 3-8; Liv., II, 43, 2-4; III, 10, 9-11, 3; III, 30, 2-8; IV, 1-6; VI, 31, 1-6.
- 12) Liv., II, 32, 1-33, 3; III, 30, 2-8; IV, 1-6; VI, 31, 1-6.
- 13) Dion. Hal., *Ant. Rom.*, VIII, 87, 3-8; Liv., II, 44, 1-6; III, 41, 7.
- 14) Dion. Hal., *Ant. Rom.*, X, 33 ff.; Liv., VII, 4, 1-3.
- 15) Liv., II, 28, 1-30, 7; II, 55; III, 10, 9-11, 3.
- 16) Dion. Hal., *Ant. Rom.*, X, 33 ff.; Liv., VII, 4, 1-3.
- 17) Val. Max., VI, 3, 4.
- 18) Liv., XXIV, 18, 7-9.
- 19) ユニオレス (iuniores) は17～46歳の市民を指し、従軍の義務があった。一方セニオレス (seniores) は47～60歳までの市民を指し、首都防衛にあたった。Gell., *NA*, X, 28, 1. また、L. Keppie, *The Making of the Roman Army from Republic to Empire rev. ed.*, London, 1998, p. 33を参照のこと。
- 20) Liv., XLIII, 14, 2-5. 以下に訳出箇所の原文を示す。

Cum dilectus habendi maior quam alias propter Macedonicum bellum cura esset, consules plebem apud senatum accusabant quod et iuniores non responderent. Adversus quos C. Sulpicius et M. Claudius praetors plebis causam egerunt: non consulibus, sed ambitiosis consulibus dilectum difficilem esse; neminem invitum militem ab iis fieri. Id ut ita esse scirent et patres conscripti, praetors se, quibus vis imperii minor et auctoritas esset, dilectum, si ita senatui videretur, perfecturos esse. Id praetoribus magna patrum approbatione, non sine suggillatione consulum mandatum est.

- 21) Liv., XLIII, 14, 5-6; 10.
- 22) Polyb., XXXV, 4. ウォールバンクは、この言い訳は例えば「痔」のような、調べにくいものだったのではないかといっている。F. W. Walbank, *A Historical Commentary on Polybius III*, Oxford, 1979, p. 646.
- 23) Polyb., XXXV, 4, 7-14; Liv., *Per.*, XLVIII.
- 24) App., *Hisp.*, 49. 以下に訳出箇所の原文を示す。

καὶ στρατιὰν εὐθὺς ἐκλήρουν ἐς Ἰβηρίαν τότε πρῶτον ἀντὶ καταλέξεως πολλῶν γὰρ αἰτιωμένων τοὺς ὑπάρχοντες ἀδίκους ποιεῖσθαι τὰς καταγραφὰς καὶ τινας ἐς τὰς κουφοτέρας στρατείας καταλέγειν, ἔδοξεν ἀπὸ κλήρου τότε συναγαγεῖν.

また、アッピアノスの信憑性についてであるが、彼の記述のうち前167年以降(すなわちリウィウスのまとまった記述が途絶えて以降)の、特にヒスパニアでの戦争と第3次ポエニ戦争の記述に関しては、一般に価値を認められているようである。A. E. Astin, *Sources*, in: A. E. Astin and F. W. Walbank et al. (eds.), *CAH 2nd ed.*, Vol. 8, Cambridge, 1989, p. 11.

- 25) この年には、護民官による執政官の投獄という事件もおこっている(Liv., *Per.*, XLVIII)。ここでは、「友人」のために徴兵免除を得られなかった護民官が、徴兵を強行する執政官に拒否権を行使しているのである。共和政中期においては、護民官が元老院体制に取り込まれていたため、ここにある「友人」もおそらく護民官の貴族仲間であろう。従って、この事件は共和政初期の護民官の介入とは性格を異にするものである。ブラントは、富裕な市民は賄賂やコネを用いて巧みに徴兵を回避したと考えている。P. A. Brunt, *op. cit.*, p. 397. また、前138年にも同様の事件がお

きている (Liv., *Per.*, LV)。

- 26) Liv., XLII, 32-35.
- 27) App., *Pun.*, 75.
- 28) これについては、本稿、p. 30 を見よ。
- 29) このセルウィウス制度の概要については、L. Keppie, *op. cit.*, pp. 15-17; E. マイヤー、前掲書、pp. 37-44, pp. 63-65, pp. 70-72 を見よ。
- 30) Liv., I, 42-43; Dion. Hal., *Ant. Rom.*, IV, 16-18; Cic., *Rep. II*, 22.
- 31) 平田隆一「ケントゥリア制の成立について」『東北大学教養部紀要』第33号、1981, pp. 193-216; 村川堅太郎「市民と武器——古典古代の場合——」『村川堅太郎古代史論集 II 古代ギリシア人の思想』岩波書店、1987, p. 308 n. 1.
- 32) Dion. Hal., *Ant. Rom.*, IV, 19-21.
- 33) J. Kromayer und G. Veith, *Heerwesen und Kriegführung der Griechen und Römer*, München, 1928, pp. 258-262, p. 268 f..
- 34) この段落の内容は、通説とはやや異なる。例えば、我が国の鈴木氏や市川氏は、有産プレブスの重装歩兵としての軍事力が、パトリキに対抗する際に、プレブス側の最後の切り札として機能したと考えている。すなわち、有産プレブスは徴兵忌避することによって、軍事力の喪失をおそれるパトリキに自らの政治的要求を認めさせていったと考えるのである。しかし、ここで問題となるのは、政治的要求のために従軍拒否をしたプレブスの質である。土地配分を求める農地法や負債に関する法が彼らの政治的要求としてあげられているところを見ると、徴兵忌避をしたプレブスが有産であり重装歩兵として従軍可能であったという点には、なお一定の留保が必要であろう。むしろ、富裕なプレブスである護民官が、多くの下層のプレブスを統合してパトリキにあたったと考えるほうがよいのではないだろうか。それゆえに、徴兵担当公職者は個々のプレブスにたいして本文で述べたような強権的な態度に出ることができたのではないだろうか。いずれにせよ、共和政初期の軍隊についてははっきりとしたことは分からず、筆者が十分に理解できていない部分も多いので、本文の記述がセルウィウス制度の考え方を下敷きにした一試論にすぎないことは認めざるをえない。鈴木氏と市川氏の説については以下を参照のこと。鈴木一州「ローマ共和政の成立と発展」『岩波講座 世界歴史 2 古代 2』岩波書店、1969, pp. 123-133; 市川雅俊「ローマの軍制と戦術」、吉村忠典編『世界の戦争 2 ローマ人の戦争』講談社、1985, pp. 233-236. 一方祇園寺氏は筆者の考えに近いといえる。祇園寺信彦「古典古代における貴族の特質——ローマ——」同『共和政期ローマの国家と社会』雄松堂出版、1999, pp. 159-165.
- 35) Polyb., VI, 20.
- 36) 先に述べた前 275 年の徴兵 (Val. Max., VI, 3, 4) は、この非常召集の一例である。従ってこの事例における執政官の高圧的な態度の原因は、これが非常召集であるということに求められるのかもしれない。
- 37) F. W. Walbank, *A Historical Commentary on Polybius I*, Oxford, 1970, p. 698 f.; E. Gabba, *Republican Rome, the Army and the Allies*, Oxford, 1976, p. 20 f., pp. 53-55.
- 38) App., *B Civ.*, I, 7; Plut., *Ti. Gracch.*, 8. この農業形態の変化に関しては、我が国でも十分議論がなされてきた。特に以下の文献は重要である。浅香正「ローマ大土地所有制」『古代史講座 8 古代の土地制度』学生社、1963, pp. 55-96; 同「大土地所有の発展とコロナート制の成立」『岩波講座 世界歴史 2 古代 2』岩波書店、1969, pp. 451-490; 村川堅太郎「羅馬大土地所有制」『村川堅太郎古代史論集 III 古典古代の社会と経済』岩波書店、1987, pp. 181-327.
- 39) 11,000 アスという金額は Liv., I, 43, 7-8 に現れ、4,000 アスという金額は 400 ドラクマという形で、Polyb., VI, 19, 2-3 に現れる。この引き下げが行われた理由は、第 2 次ポエニ戦争のために多くの兵が必要であったからだと考えられている。E. Gabba, *op. cit.*, p. 5 f.; P. A. Brunt, *op. cit.*, p. 403. ただし、F. W. Walbank, *op. cit.*, p. 698 は引き下げの時期に関して、ガッパに異論を唱えている。
- 40) 1,500 アスという金額は、Cic., *Rep. II*, 22; Gell., *NA*, XVI, 10, 10 に登場する。E. Gabba, *op. cit.*, p. 6 f.; P. A. Brunt, *op. cit.*, p. 403 f.. ただし、引き下げの年代に関しては、ガッパとブラン

トの見解は一致しない。ガッバは、キケロ『国家について』の舞台設定の年代を重視して、引き下げを前133年から前123年の間に置く。一方ブラントは、第3次マケドニア戦争のために多数の兵士が必要だったとして、引き下げを、戦争開始の前171年付近とする。しかし、第3次マケドニア戦争当初は、多くの市民が率先して徴兵に志願したと伝える史料が存在するので(Liv., XLII, 32, 6), 筆者には、ガッバ説のほうが妥当のように思える。

- 41) E. Gabba, *op. cit.*, pp. 10-19; P. A. Brunt, *op. cit.*, p. 406 f.; L. Keppie, *op. cit.*, pp. 61-63.
- 42) Polyb., VI, 23. ハスタティとプリンキペスは, scutum (長盾), crista galea (羽付きかぶと), pectorale (胸甲) で身を守り, gladius (短剣), pila (投槍) で戦った。トリアリイの武装は, 投槍の代わりに, hasta (突き槍) を持つ以外は前者と同じである。このように武装の差異はあまりないが, 第1クラシスの者は, 胸甲の代わりに, lorica (鎖かたばら) で武装したようである。F. W. Walbank, *op. cit.*, pp. 703-706; 市川雅俊, 前掲論文, pp. 239-249.
- 43) Polyb., VI, 21, 6-22, 4. 軽装兵は羽なしかぶと, 丸盾 (parma), そして短剣, 投槍で武装した。ただし, 軽装兵の存在自体は共和政中期以前にも認められるようである。F. W. Walbank, *op. cit.*, p. 701 f..
- 44) 前章で見た史料の中の, plebem (Liv., XLIII, 14, 2) や, πολλῶν (App., *Hisp.*, 49) などの言葉は, 一般市民を示唆しているように思われる。
- 45) これに関連して, 富裕な市民が構成していた騎兵の重要性は次第に小さくなり, 最終的に前2世紀末にはローマ軍から消滅してしまう。市川雅俊, 前掲論文, p. 260 f..
- 46) Liv., XLII, 34, 2-11.
- 47) 市川雅俊, 前掲論文, p. 251 f..
- 48) Polyb., VI, 19, 2-4. ここはテキストに混乱が見られるところだが, 多くの研究者は16年間と読む。F. W. Walbank, *op. cit.*, p. 698 を見よ。
- 49) P. A. Brunt, *op. cit.*, pp. 399-402. 従軍期間についてはブラントが詳細に検討しているが, 以下本稿は基本的に彼の説に従った。
- 50) Polyb., VI, 39, 12-15; F. W. Walbank, *op. cit.*, p. 722.
- 51) P. A. Brunt, *op. cit.*, p. 411; C. Nicolet, *The World of the Citizen in Republican Rome*, Berkeley and Los Angeles, 1980, p. 115 f..
- 52) P. A. Brunt, *op. cit.*, p. 412.
- 53) ブラントの調査によれば, 前201年から前167年の間に17回賜金が分配されたことが確認される。P. A. Brunt, *op. cit.*, p. 394, p. 411 f.. しかし, 賜金目当てに特定の将軍の元に従軍するような状況は, やはり共和政後期のものと考えるべきである。
- 54) まず, スキピオと共にアフリカで戦った兵士に, 前201年十人委員によって土地が配分される (Liv., XXXI, 4, 1-3)。続いて前200年にも彼の兵士のうちヒスパニアとアフリカで従軍した者に, 軍務1年につき2ユゲラの土地が与えられた (Liv., XXXI, 49, 5)。そして前199年にヒスパニア, シチリア, サルデーニアで従軍していた兵士に土地が配分された (Liv., XXXII, 1, 6)。
- 55) E. Gabba, *Rome and Italy in the second century B.C.*, in: A. E. Astin and F. W. A. Walbank et al. (eds.), *CAH 2nd ed.*, Vol. 8, Cambridge, 1989, p. 202.
- 56) パターソンは, この時期いくつかの都市には退役兵が植民したと考えている。J. Patterson, *Military organization and social change*, in: J. Rich and G. Shipley (eds.), *War and Society in the Roman World*, London and New York, 1993, p. 100 f.. 確かに, 彼のあげる史料には, equites (騎兵), pedites (歩兵) という言葉が見える (Liv., XXXIV, 53, 1; XXXV, 9, 7-9; XXXV, 40, 5-6; XXXVII, 57, 7-8; XXXIX, 55, 5-6; XL, 34, 2-3)。しかし, 植民に市民があまり集まらず多くの植民者は非ローマ市民であったと考えられているので, 史料の内容をそのまま受け入れるわけにはいかないだろう。これについては, 石川勝二『古代ローマのイタリア支配』汲水社, 1991, p. 249, p. 253 を見よ。
- 57) Liv., *Per.*, XLI; Strabo., III, 2, 1 は都市建設とローマからの植民を示してはいるが, 退役兵による植民かどうかは分からない。また, Plin., *HN*, III, 5, 76 も都市の存在を示すのみである。ただし, Liv., XLIII, 3, 1-2 は, ローマの兵士とヒスパニア女性との間の庶子の存在を示している。

ヒスパニアでの都市建設については、E. Gabba, *Republican Rome, the Army and the Allies*, Oxford, 1976, p. 40 を見よ。

- 58) 政治の場での政治指導者層の呼びかけや弁論については、F. Millar, *The Political Character of the Classical Roman Republic 200–151 B.C.*, *JRS* 74, 1984, pp. 1–19 を見よ。
- 59) ウェーバーは『経済と社会』の中で、武装の自弁と従軍義務者の軍事的・政治的独立性との間の関係について言及している。ウェーバー、世良晃志郎訳『都市の類型学』創文社、1964, p. 141 f. また村川氏とウェーバーの学問的關係については、伊藤貞夫「マックス・ウェーバーと古典古代史研究」『思想』第 910 号、2000, pp. 123–139 を見よ。
- 60) 村川堅太郎「市民と武器——古典古代の場合——」『村川堅太郎古代史論集 II 古代ギリシア人の思想』岩波書店、1987, pp. 251–360. 氏は、アテナイとスパルタ、そして共和政ローマ（末期は除く）における武器自弁の原則を認めている。
- 61) ここでは史料のみをあげておく。Arist., *Ath. Pol.*, 27, 1 ; *Pol.*, 1304 a. ただし、前者はペリクレス時代の海軍増強についてのものである。
- 62) W. V. Harris, *War and Imperialism in Republican Rome 327–70 B.C.*, Oxford, 1979, pp. 9–41.
- 63) 註 6 で述べたように、ミラーの最新刊は共和政後期に関するものである。

《Summary》

The Citizens and Military Service
in Mid-Republican Rome

Takashi FUJII

Most historians studying the Roman Republic argue that from the end of the Second Punic War to the Gracchi, the system of the Republic worked smoothly. However, there are two theories to understand when studying the politics and society of the Republic. One is the traditional interpretation that the *Nobiles*, monopolizing the posts of magistrates, had ruled the politics of the Republic exclusively. The other is the new interpretation originally proposed by F. Millar that the ordinary citizens in Rome had an important role in the system of the Republic, participating in the election and the court. When we take account of the ordinary citizens' political right, how can we consider the basis of their right? In this paper, the author attempts to consider their military service as the origin of their political significance.

From the middle of the third century B. C. the Roman army became composed of poorer citizens. Many scholars call it the proletarianization of the Roman army. Ancient sources like Dionysius Halicarnasseus, from the point of the timocratical view, indicate that the richer a citizen was, the greater his military obligation and the wider his political right. According to this view we have to understand that poorer soldiers couldn't have had an important political role as citizens. However, as long as citizens were soldiers and they sustained the vast expansion of Rome in the second century B. C., we should suppose that the burden which they shouldered gave them political significance.

To reveal this relationship between military service and political power, the author surveys the affairs of the system of conscription. The magistrates sometimes felt difficulties in conscripting because the ordinary citizens, who were liable for military service, acted against the intention of the magistrates. The magistrates had to appeal to the citizens for military service or change the method of conscription. So we should consider that there existed a sort of political communication between the ordinary citizens and the magistrates and it came from the fact that the ordinary citizens bore the burden of military service and they were indispensable for the Republic.